

JR東海労ニュース

No.1425

2010年3月31日

JR東海労働組合

2010JR春闘シリーズ ⑦

再申し入れて団体交渉を開催！
定期昇給の減額は許せない！
夏季手当は35歳ポイントで47,250円の減！

本部は、3月31日「2010年度賃金引き上げ、夏季手当の再申し入れ」に基づき第6回団体交渉を行いました。今回は、3月18日の①定期昇給のみ実施＝ベアゼロ②夏季手当2.8ヶ月の回答に対して、定期昇給の現等級経過年数による減額と夏季手当3.2ヶ月の支払いを強く求め交渉を行いました。

会社は交渉において、経営環境の厳しさは当面続くとしながら、業績の見通しも厳しいというこれまでの主張を繰り返しました。

それに対して組合は、平成21年度第3四半期の連結決算では1,331億3,500万円の純利益を確保し、通期でも720億円の純利益を予想していることから一時金である夏季手当の3.2ヶ月は十分支払えるはずだとして追求しました。

そして、定期昇給の現等級経過年数による減額は、格差社会といわれている中で、企業内でも更に格差をつくり出すものです。そもそも、定期昇給は年功で自動昇給するものです。定期昇給の減額を受けないためには、3年毎に昇進試験に合格する必要があります。さらに、その試験は人数が制限されています。新しい人事・賃金制度での昇進試験は、人事考課が試験の合否を決定することから、常に管理者（助役）の視線を気にしてその期待に応えねばならず、その帰結として同期、同僚との競争に明け暮れることとなります。そうしたギスギスした職場環境で果たして安全が保たれるのでしょうか。本部は、この認識に立って、定期昇給の減額制度の撤廃を強く求めました。

反弾圧・国政春闘を全力で闘おう！